

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画

令和6年度事業実施計画

令和6年3月

香川県

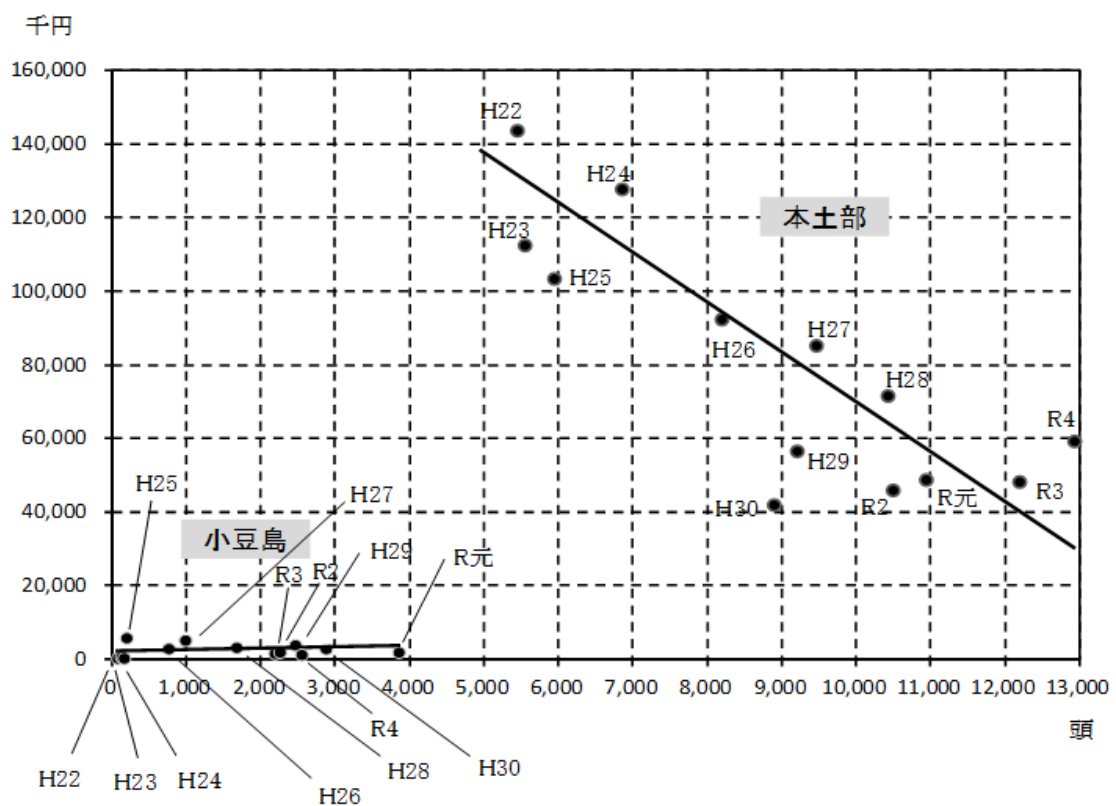
1. はじめに

本計画は、イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（以下「イノシシ管理計画」という。）に基づき、令和6年度における個体群管理や被害対策を実施するための管理目標及びそれを達成するための具体的な施策等を定めるものである。

2. 個体数調整の考え方と年間捕獲目標

平成22年度から令和4年度までの捕獲頭数と農作物被害金額の関係は図1のとおり。本土部では平成28年度をピークに捕獲頭数が減少していたが、令和元年度は増加に転じ、令和3年度、令和4年度には、12,000頭を超え、令和4年度は平成27年度以降最多の12,933頭の捕獲があった。小豆島では、令和2年度以降は減少傾向であったが、令和4年度は増加した。また、捕獲頭数が増加すると、それに伴い本土部では、被害金額は減少する傾向にあったが、令和元年度以降は、捕獲頭数が毎年10,000頭以上に達しているにもかかわらず、被害金額は横ばい～増加傾向である。このことは、現状の捕獲数では本土部の生息数増加を抑制できない可能性を示しており、被害を減少させるためには捕獲努力の継続・強化が必要と考えられる。

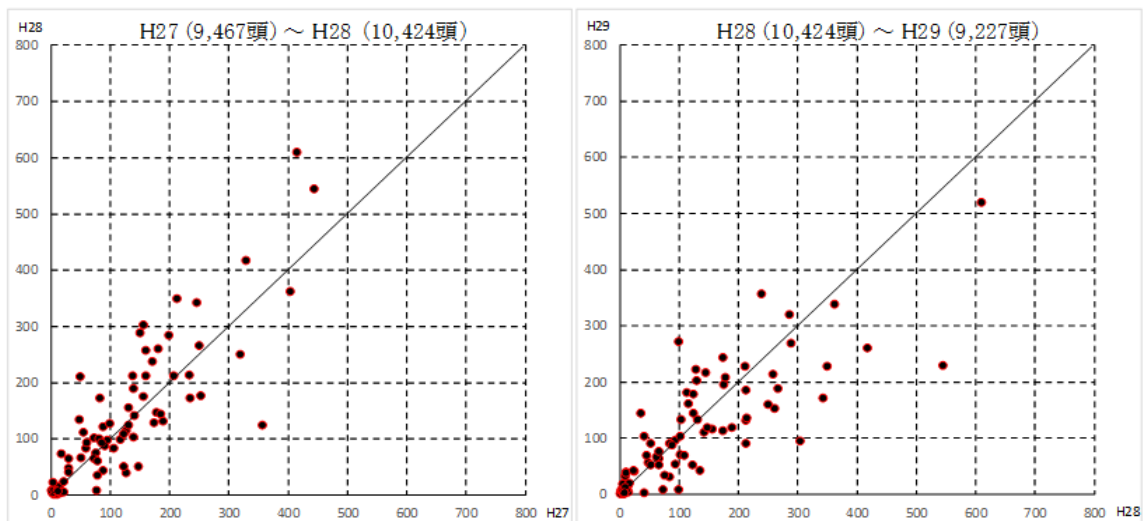
図1 捕獲頭数と農作物被害金額



本土部におけるメッシュ別の捕獲頭数の増減を図2に示す。横軸に前年度、縦軸に当年度の捕獲頭数をプロットしたもので、過去7年分を示したものである。

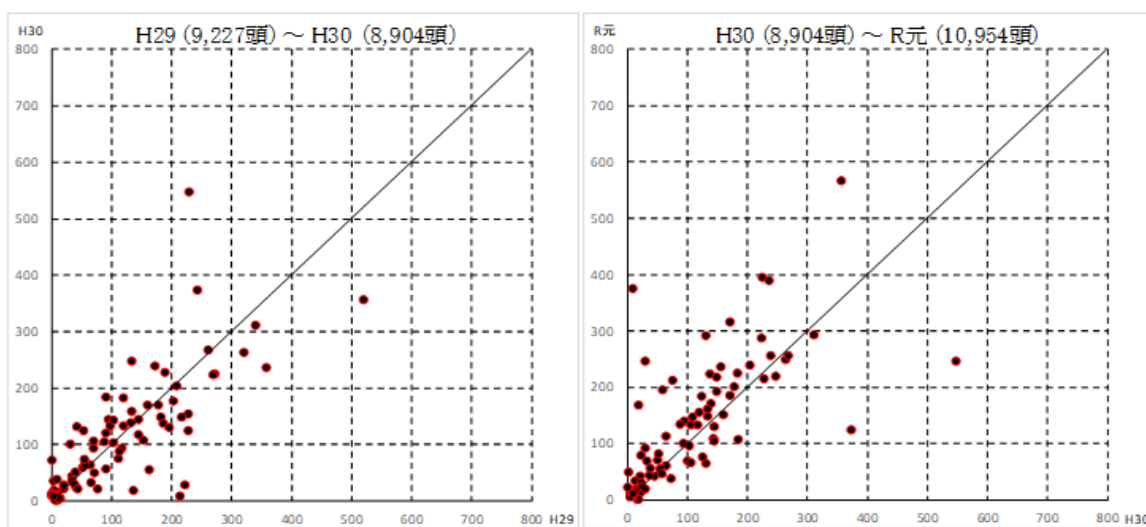
捕獲頭数が増加したメッシュ数 (Z) と減少したメッシュ数 (G) についてみると、令和2年度と令和3年度の間と比べて令和3年度と令和4年度の間では、Zは減少し、Gは増加している。さらに、平成27年度の調査以来、捕獲頭数が飛びぬけて多いメッシュが経年的に過去7年間みとめられた。(前年度及び当年度に捕獲がないメッシュについては、増減数から除外している)

図2 メッシュ別の捕獲頭数の増減 (本土部)



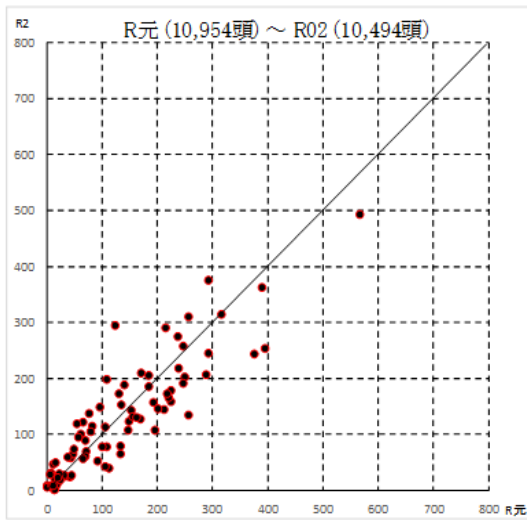
※89 (増加49、減少37、同数3)

※92 (増加46、減少44、同数2)

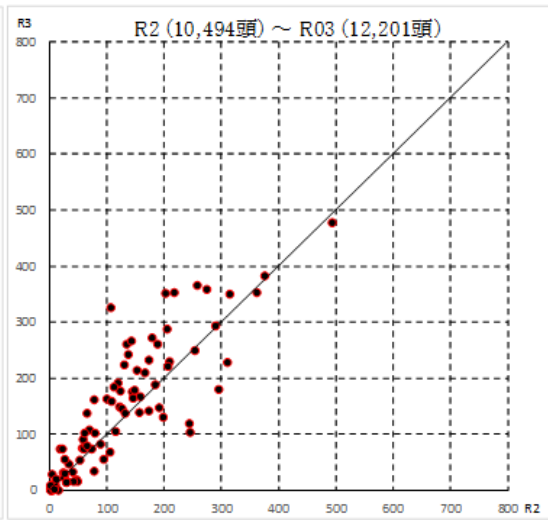


※90 (増加45、減少43、同数2)

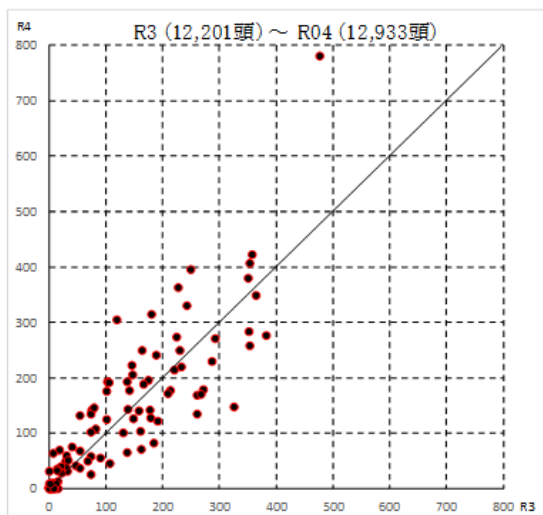
※88 (増加56、減少30、同数2)



※ 8 3 (増加 3 6、減少 4 6、同数 1)



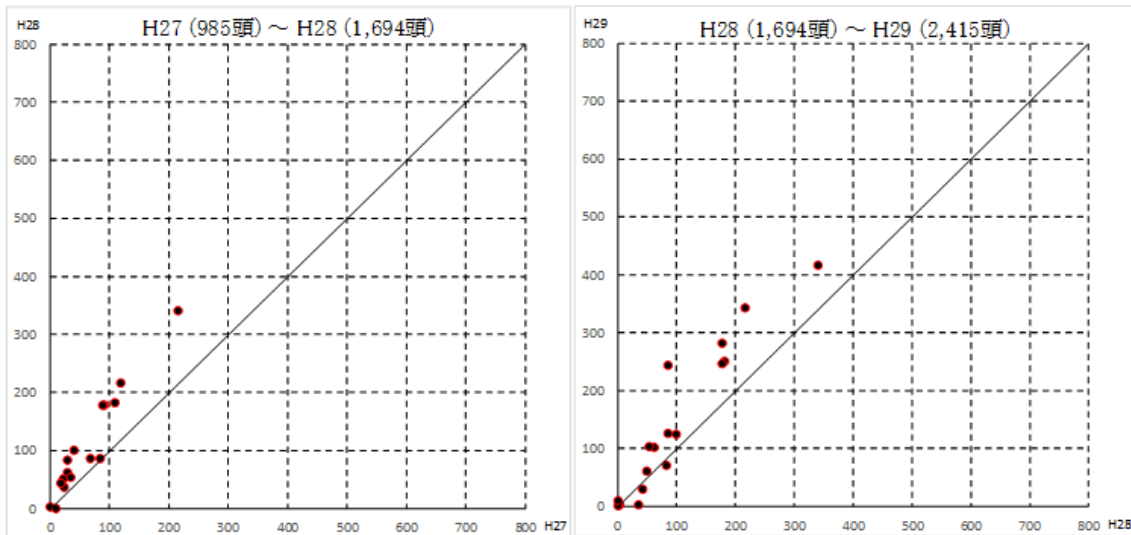
※ 9 9 (増加 6 2、減少 3 3、同数 4)



※ 9 9 (増加 5 2、減少 4 5、同数 2)

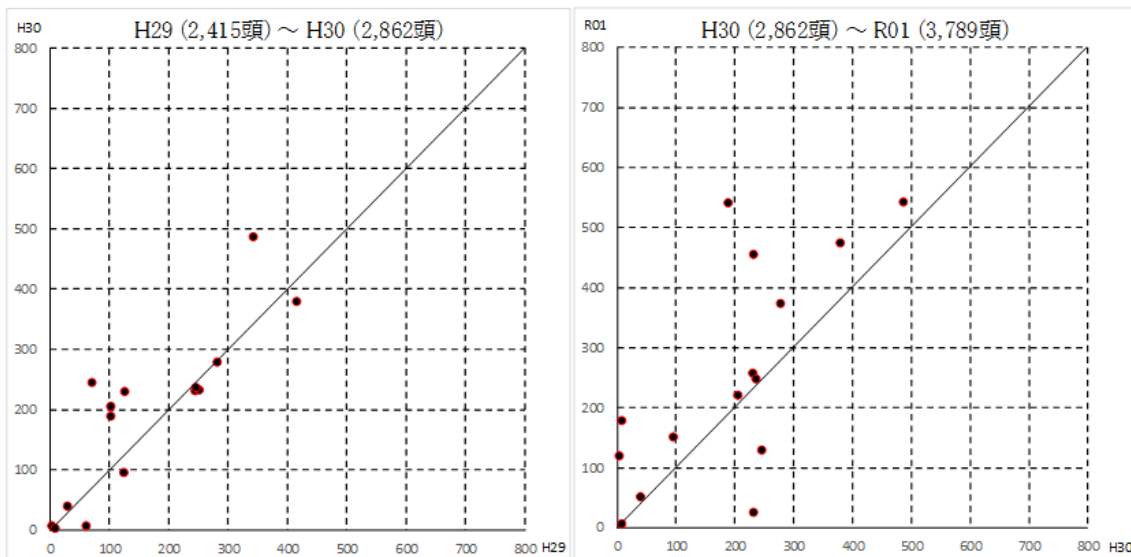
小豆島におけるメッシュ別の捕獲頭数の増減は図3のとおり。令和3年度と令和4年度の比較では、ほとんどのメッシュで捕獲頭数が増加している。(前年度及び当年度に捕獲がないメッシュについては、増減数から除外している)

図3 メッシュ別の捕獲頭数の増減 (小豆島)



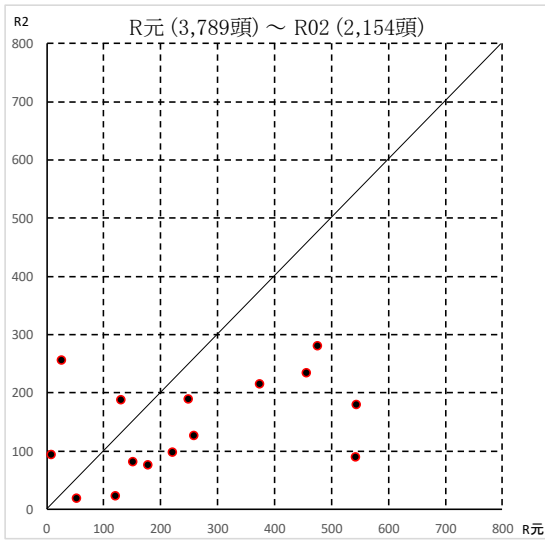
※16 (増加14、減少1、同数1)

※17 (増加13、減少3、同数1)

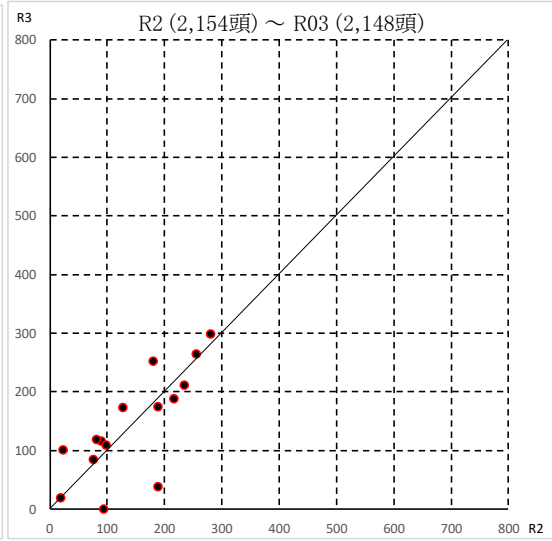


※17 (増加7、減少10、同数0)

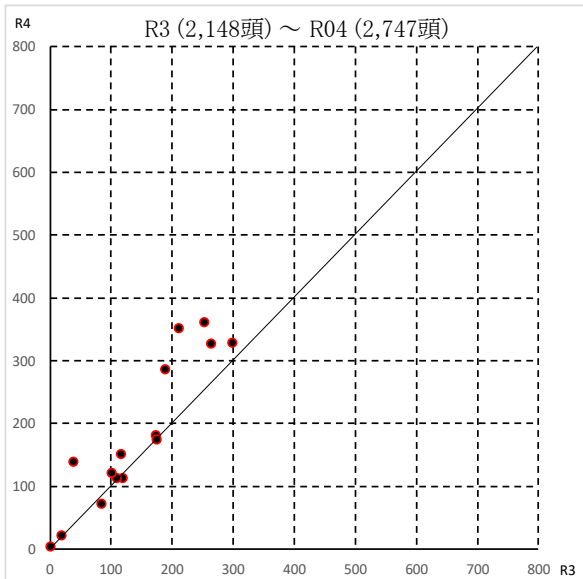
※16 (増加13、減少2、同数1)



※15 (増加3、減少12、同数0)



※16 (増加10、減少5、同数1)



※15 (増加12、減少2、同数1)

図4～11は、メッシュ毎の捕獲頭数を100頭間隔の等高線図にしたものである。西讃では、大麻山・象頭山を含むメッシュから南に連なる3つのメッシュに継続してピークがあり、平成29年度から荘内半島にピークが形成されている。加えて令和4年度には、弥谷山を含むメッシュに400頭を超えるピークが形成され、大麻山・象頭山・弥谷山は、中讃にもかかるものである。中讃では令和元年度から令和2年度にかけてと令和4年度に、五色台にピークがある。東讃では、さぬき市北部から牟礼町にかけて継続してピークがあり、令和4年度は特にさぬき市鴨部で400頭を超えるピークが形成された。小豆島では継続し

て屋形崎～中山～西村を結ぶ一体にピークがあり、令和元年度以降、豊島にピークがある。

令和 4 年度の捕獲頭数は県全体で 15,680 頭であり、令和 4 年度の捕獲目標である県全体で 12,000 頭以上を達成した。

図 4 平成 27 年度 捕獲頭数 (10,452 頭)

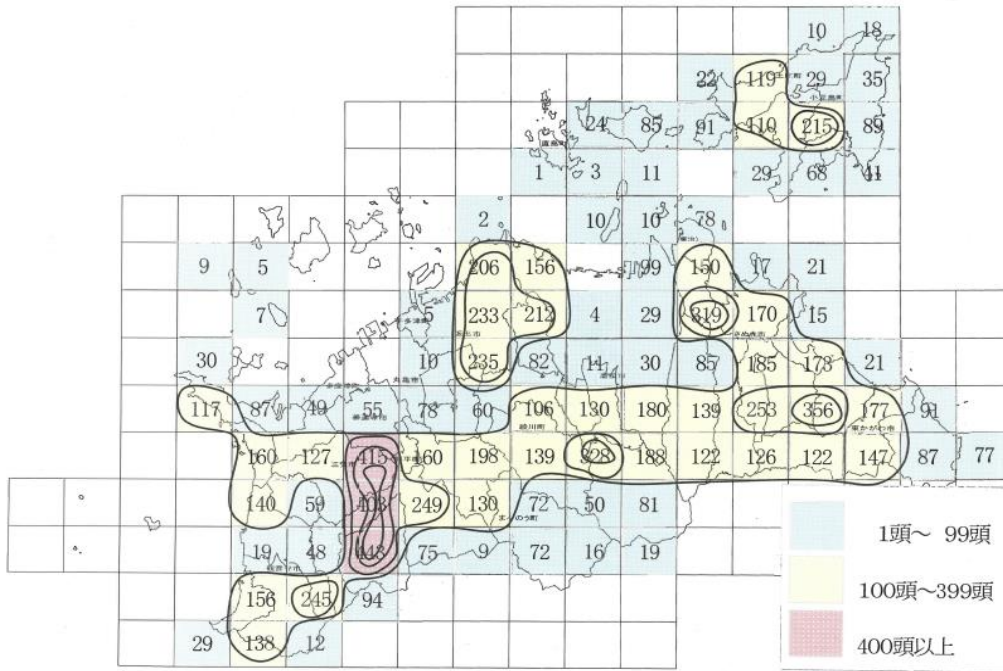


図 5 平成 28 年度 捕獲頭数 (12,118 頭)

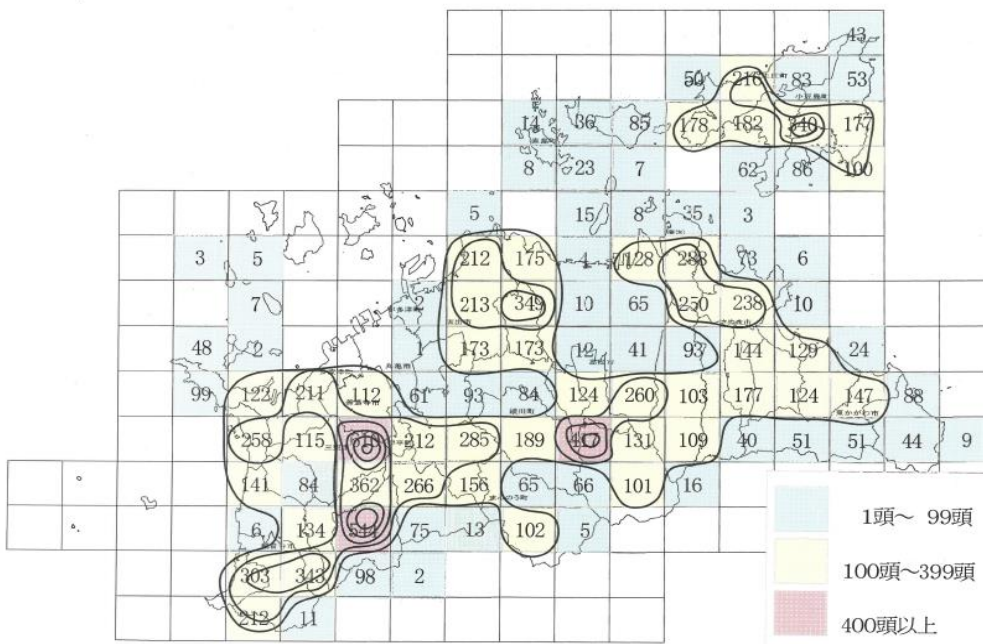


図6 平成29年度 捕獲頭数 (11,642頭)

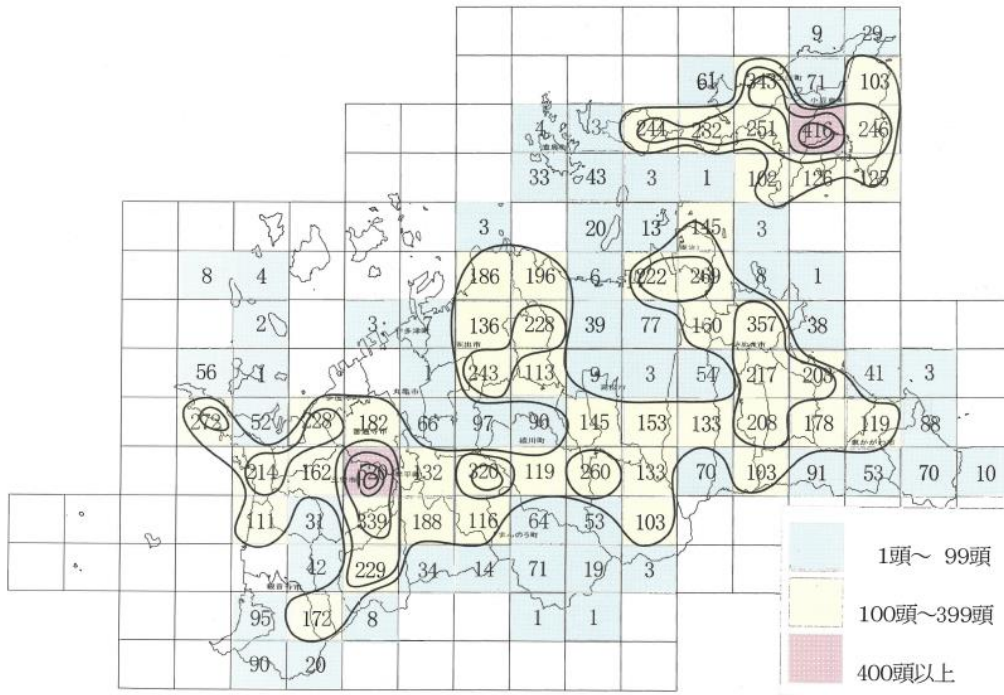


図7 平成30年度 捕獲頭数 (11,766頭)

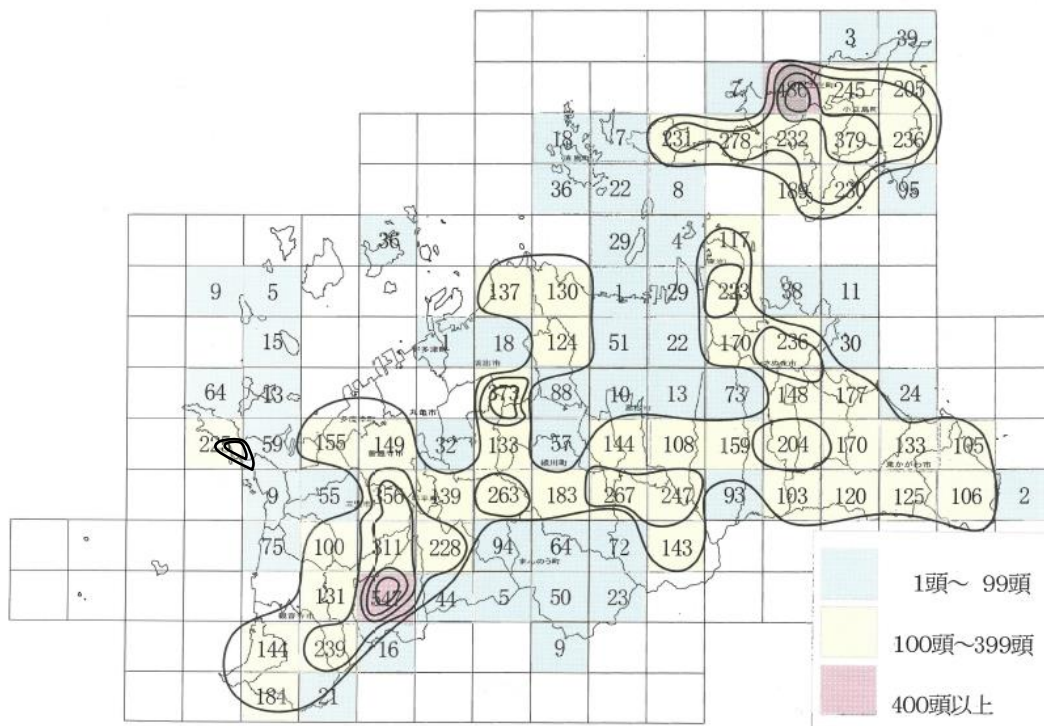


図8 令和元年度 捕獲頭数 (14,743頭)

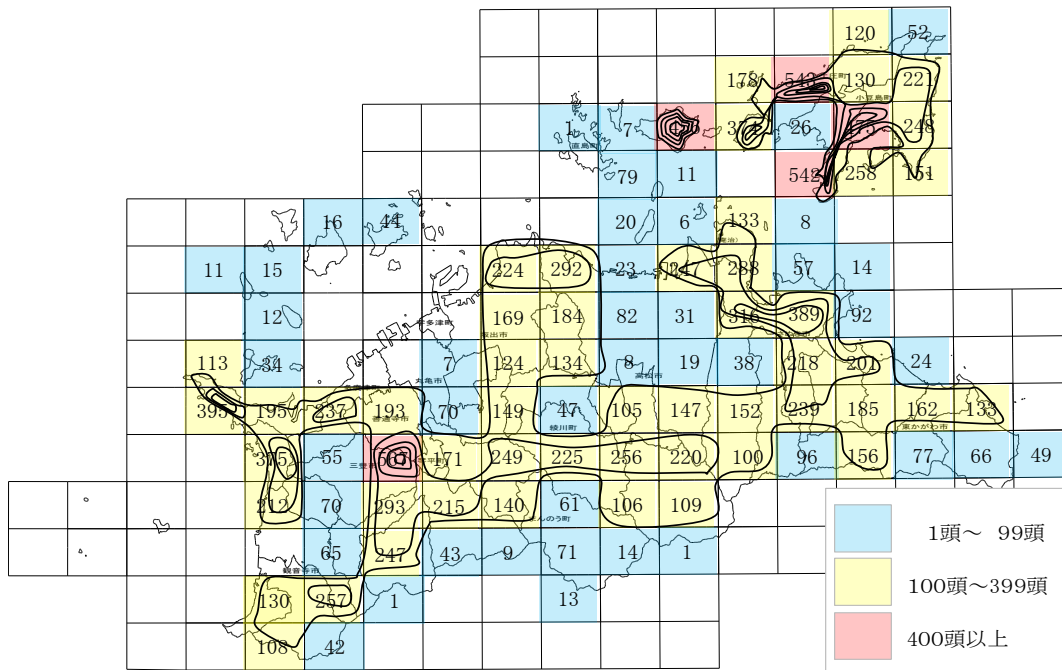


図9 令和2年度 捕獲頭数 (12,648頭)

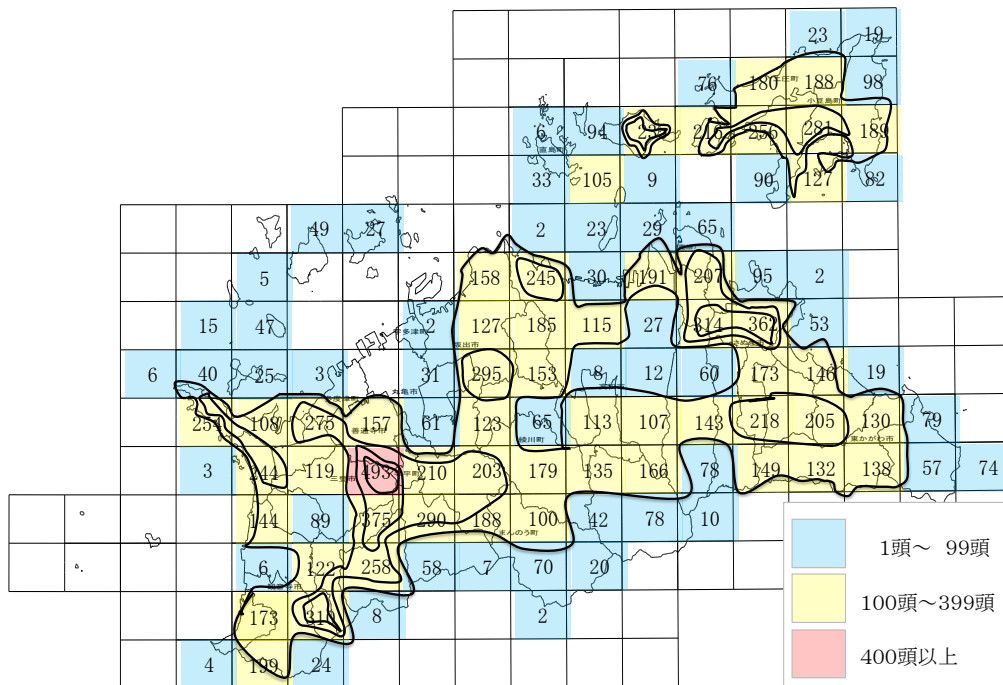


図 10 令和 3 年度 捕獲頭数 (14,349 頭)

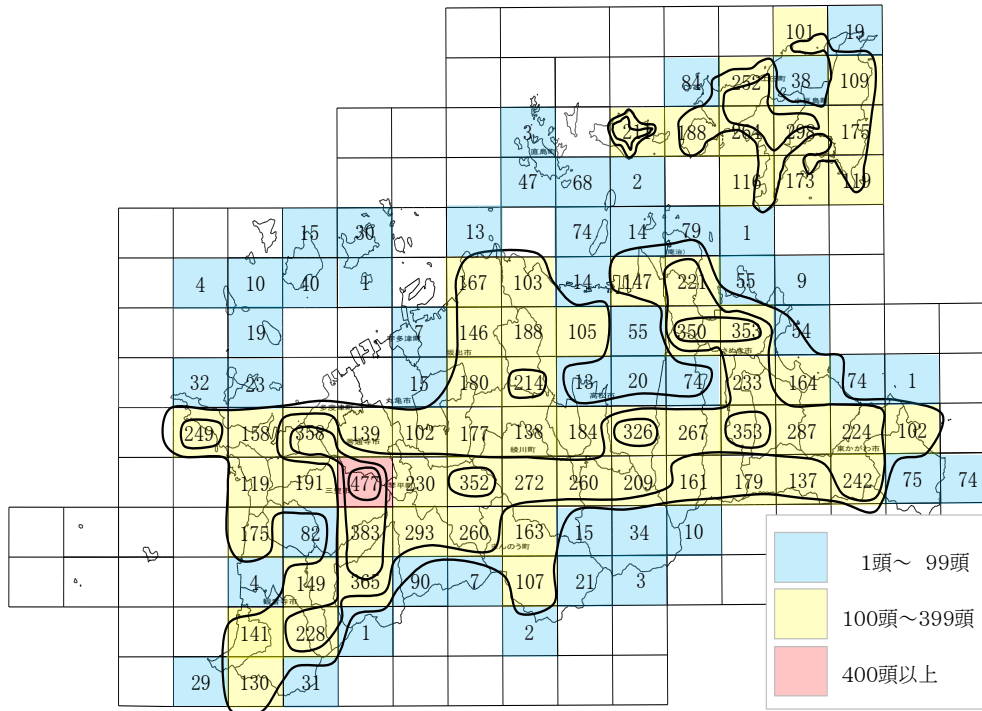
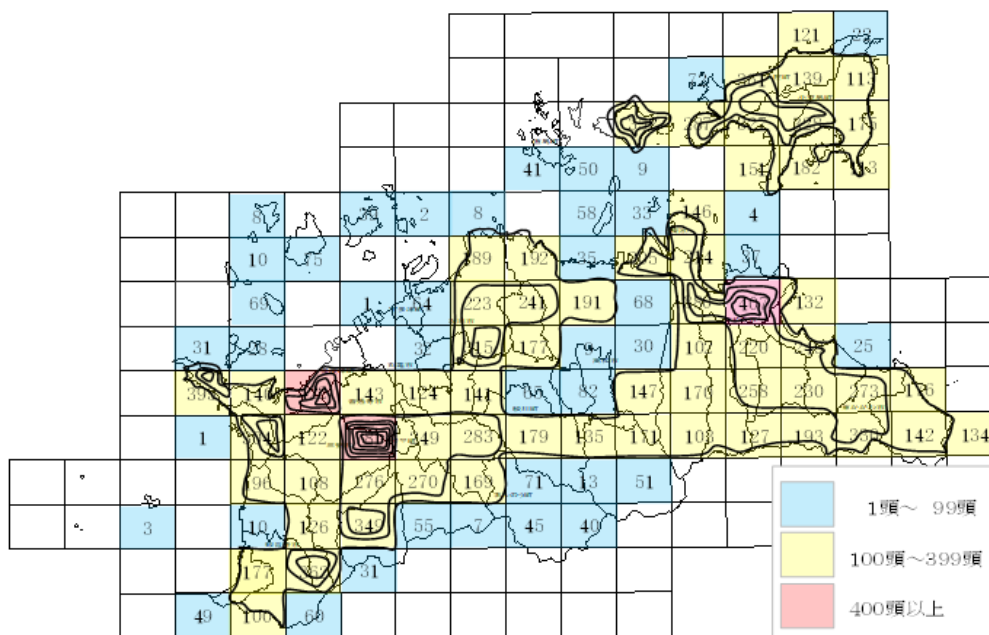
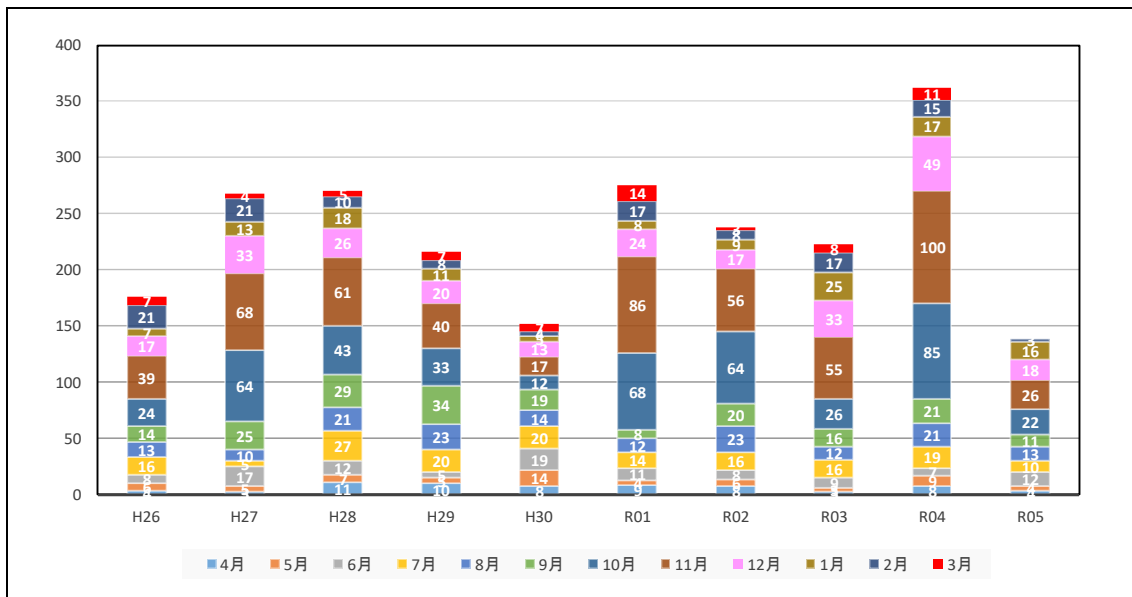


図 11 令和 4 年度 捕獲頭数 (15,680 頭)



過去 10 年間（令和 5 年度は 2 月末現在）の市街地等における出没件数の推移を図 12 に示す。令和元年度をピークに減少傾向にあったが、令和 4 年度は急増し、令和 5 年度は減少している。

図 12 過去 10 年間の出没件数



平成 28 年度から令和 5 年度（2 月末現在）までの人身被害の発生箇所とメッシュ別出没件数は、それぞれ図 13～図 20 のとおりである。令和 5 年度の出没件数はさぬき市北部で多くなっている。また、人身被害については、平成 29 年度が 2 件、平成 30 年度が 3 件であったが、令和元年度は 13 件と過去最多となった。令和 2 年度は 6 件、令和 3 年度は 2 件と減少傾向であったが、令和 4 年度は 9 件と再び増加し、令和 5 年度(2 月末現在)は 3 件となっている。

令和 4 年度は捕獲目標を大幅に達成しているが、上記のような出没や人身被害の状況を踏まえ、令和 6 年度は個体群管理目標である計画期間内の積極的な捕獲を各地域の実情に応じて継続して実施することとし、県全体での年間捕獲目標は、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理目標を達成するため、12,000 頭以上とする。

図 13 平成 28 年度 人身被害発生箇所と出没件数

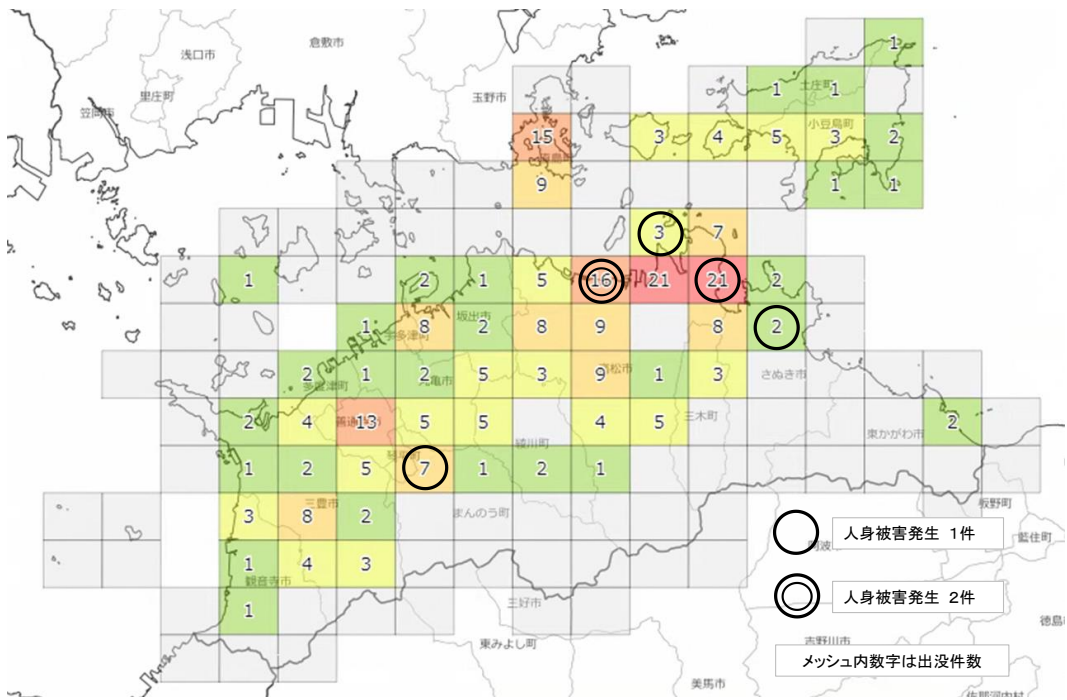


図 14 平成 29 年度 人身被害発生箇所と出没件数

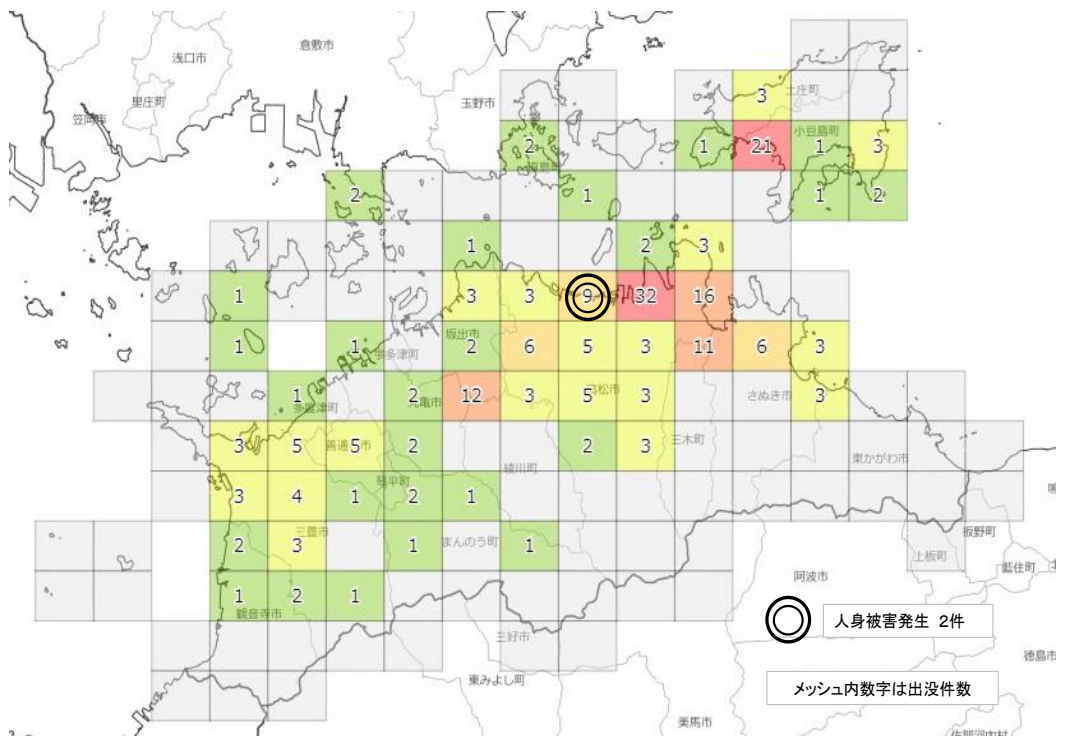


図 15 平成 30 年度 人身被害発生箇所と出没件数

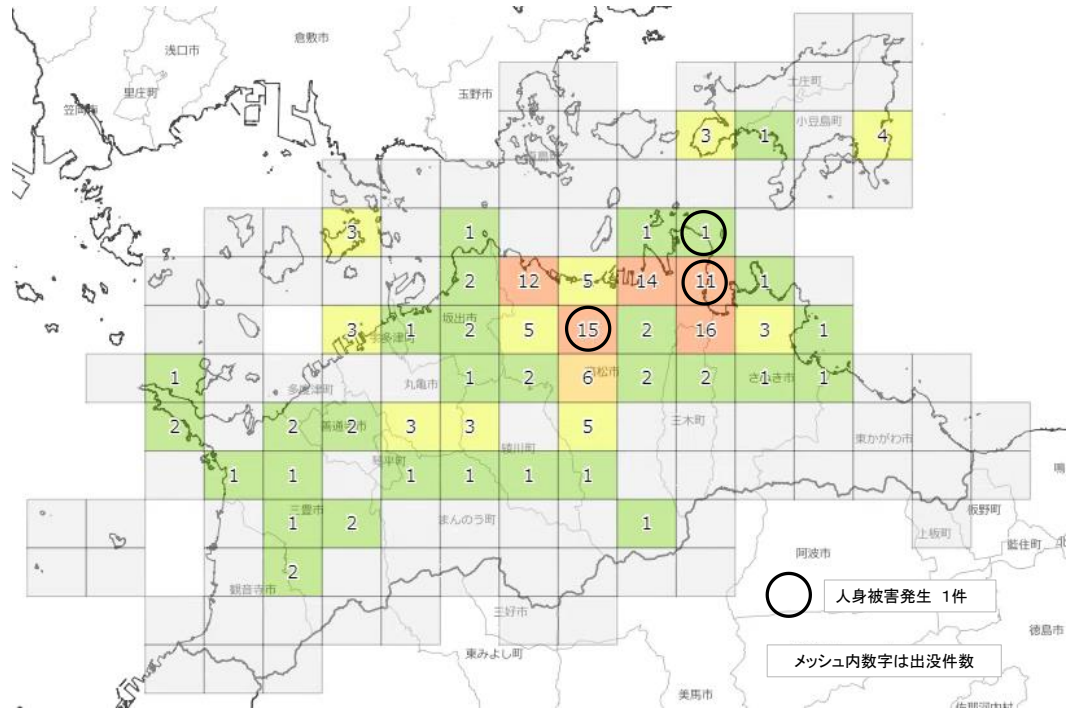


図 16 令和元年度 人身被害発生箇所と出没件数

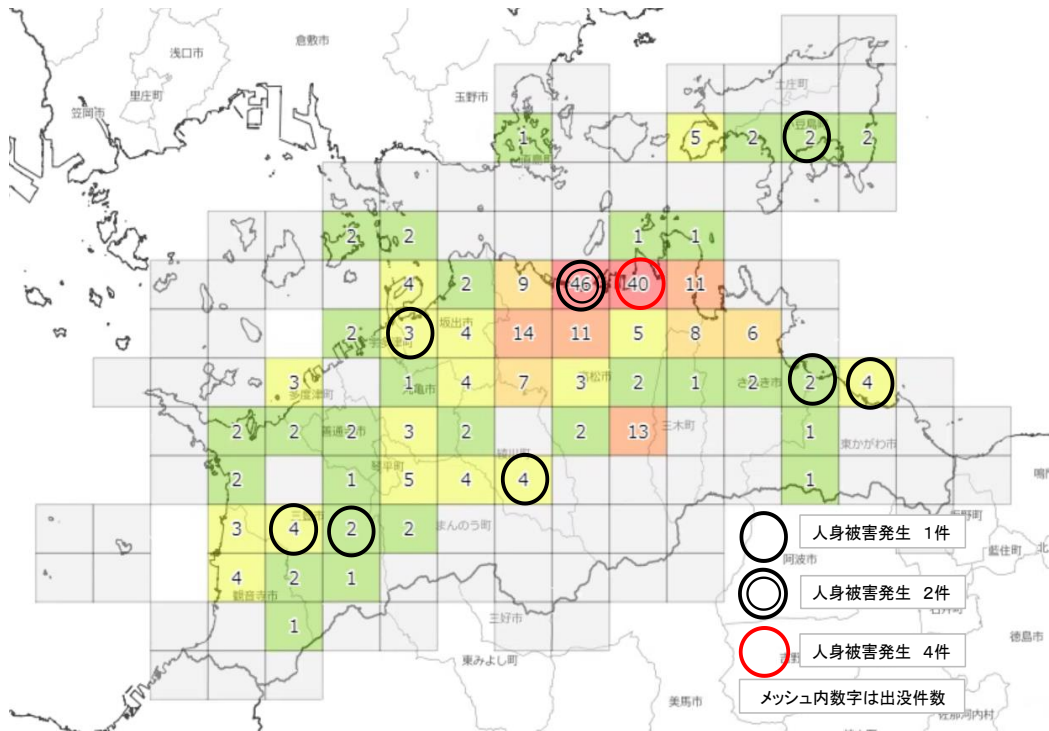


図 17 令和 2 年度 人身被害発生箇所と出没件数

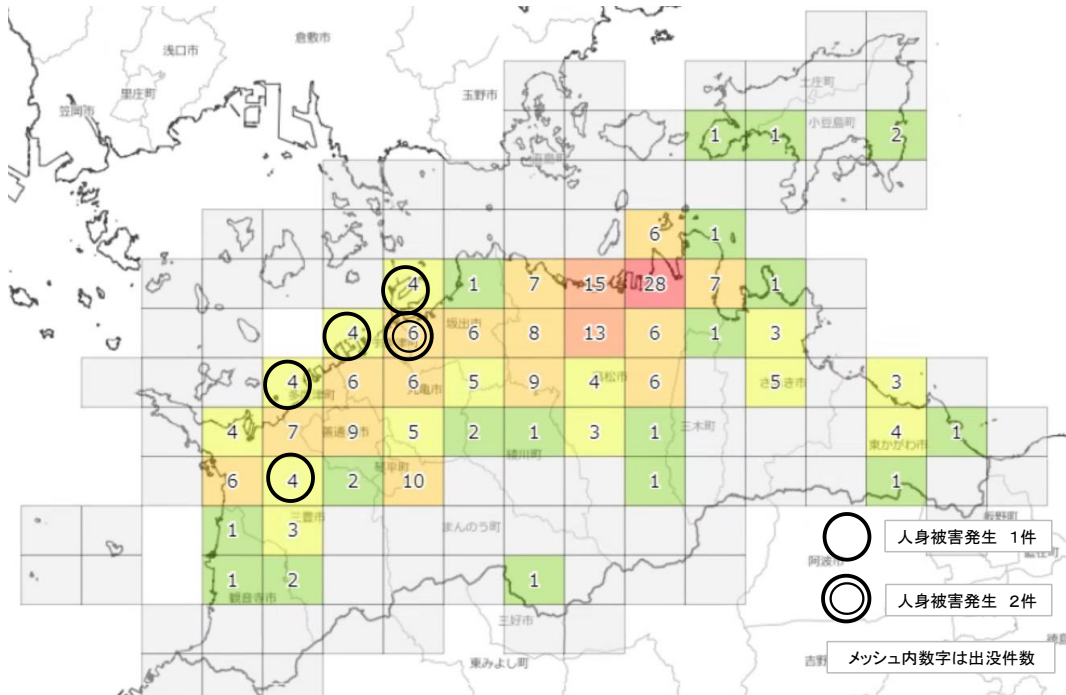


図 18 令和 3 年度 人身被害発生箇所と出没件数

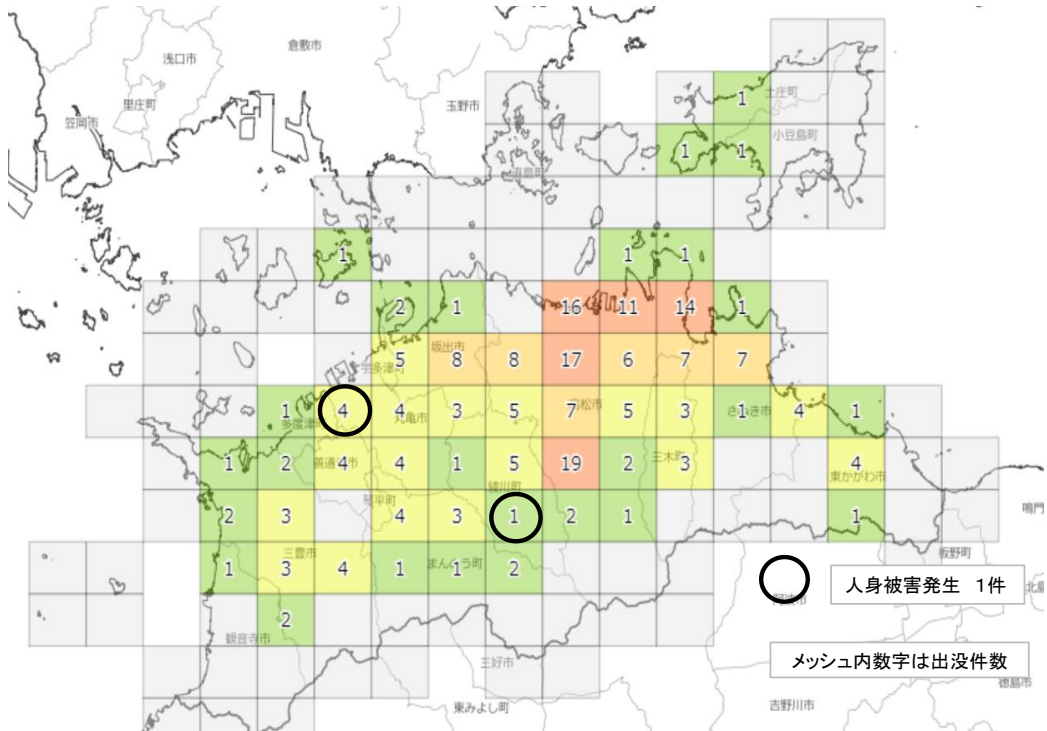


図 19 令和 4 年度 人身被害発生箇所と出没件数

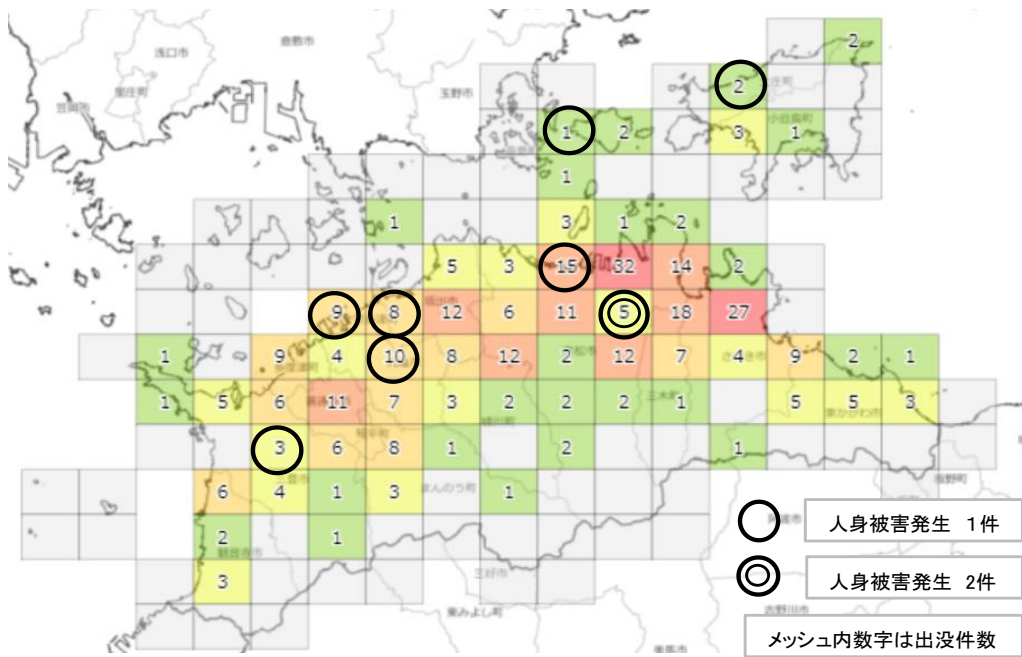
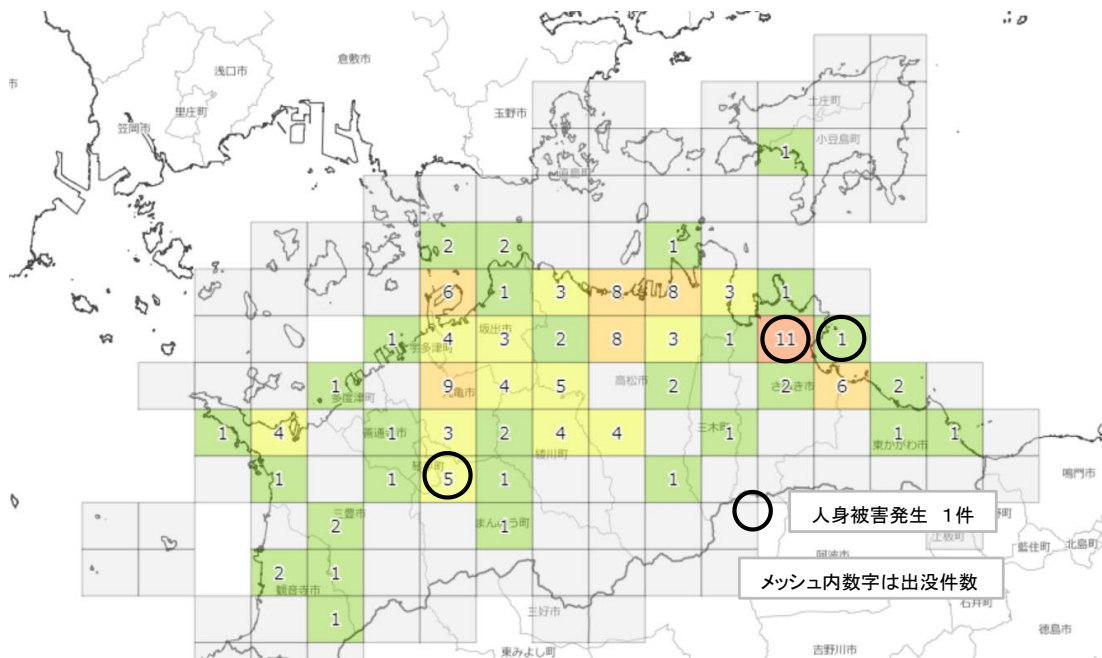


図 20 令和 5 年度 人身被害発生箇所と出没件数 (令和 6 年 2 月末)



3. 管理目標を達成するための具体的な施策等

平成 27 年度から令和 4 年度までの捕獲実績をみると、地域によって捕獲頭数は異なる傾向を示している。このため、個体数調整にあたっては、各地域の実情に応じてきめ細かく対応するものとする。

(1) 個体群管理

① 狩猟

狩猟期間中の捕獲を促進するため、次のとおり規制緩和を継続する。

ア 狩猟期間の延長（環境大臣が定める狩猟期間である 11 月 15 日から 2 月 15 日までを、11 月 15 日から 3 月 31 日までとする）

イ 禁止猟法の一部解除（輪の直径が 12cm を超える足くくりわなの制限解除）

ウ 鳥獣保護管理法第 14 条第 1 項に基づく休猟区における特例制度の活用

② 有害鳥獣捕獲

被害が発生している地域及び住居集合地域等の周辺において、各市町は「※鳥獣被害対策実施隊」を編成するなど、有害鳥獣捕獲を推進する。

県は、平成 27 年度から実施している捕獲の許可期間の通年化や平成 28 年度から実施している捕獲奨励金の通年交付により捕獲対策を強化し、市町を支援するとともに、イノシシの出没が多くなる 9 月から 11 月までの間に、市町の鳥獣被害対策実施隊員等を対象とした「イノシシ捕獲及び保定技術向上研修会」を開催し、捕獲技術等の向上に努める。

※ 鳥獣被害防止特別措置法第 9 条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業

イノシシによる被害が深刻かつ捕獲の要望が強い地域においてイノシシの捕獲を強化するため、市町による有害鳥獣捕獲に加え、別に定める「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき、県が主体の指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

④ 「補助者制度」の活用による捕獲体制の確立

市町における補助者制度の活用を支援するため、市町が開催する講習会等を支援する。

(2) 被害対策

① 侵入防止柵等の普及及び適正な維持管理の推進

農地や住宅地への侵入防止柵の設置に際しては、事前に農業改良普及センター等による現地指導を行うことにより、地形や作物の種類等、現地の状況に応じて効果的な方法を選択し、設置するよう支援する。また、被害をなくすための適正な設置・維持管理方法について、広報等により周知を行う。

② 地域一体となった防除体制の推進

県は、被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材（地域リーダー）の育成を支援するほか、農業改良普及センターによる効果的な防除方法等の普及活動を実施する。

③ 住居集合地域等での対策の推進

県が作成した「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」及び現場対応の基本的な考え方等を定めた「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に基づき、県、市町及び警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。イノシシの出没が多くなる 9 月前に市町担当者等を対象に講習会を開催し、緊急時の対応等を確認する。

また、県では、市町及び警察署等から送付されたイノシシの出没に関する通報連絡票の出没情報を集約し、「香川県野生鳥獣対策システム」に地図情報として取りまとめ、関係機関との情報共有に努める。その際、「出没集中区域」が発生した場合には、その情報を市町及び警察署等に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策について市町に助言を行う。

さらに、高松市の市街地等の人身被害を防止するため、サンポートでの海からの上陸防止ネットの設置を継続する。

(3) 生息環境管理

① 森林管理

集落や農地等に隣接する放置された竹林や広葉樹林の整備を推進し、イノシシの生息頭数の減少に努める。

② 集落環境管理

県及び市町は、地域住民が集落ぐるみで、耕作放棄地や放置竹林等の適切な管理等による誘引物（未収穫作物）の除去等の取り組みを積極的に行うよう支援する。

4. モニタリング調査

(1) 生息状況調査

① 出猟カレンダー調査

狩猟者登録証に従来の捕獲実績に加え、目撃した事実も記載し、報告することとする。

② 捕獲状況調査

有害鳥獣捕獲、狩猟、県主体捕獲事業等による令和 5 年度の捕獲状況を 6 月中旬を目途として取りまとめる。

(2) 農業被害調査

各市町が取りまとめた作物毎の被害金額による実態調査を実施する。

(3) 住居集合地域等に出没するイノシシ

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、市町及び警察署等から県へ送付された通報連絡票の出没情報を集約し、「香川県野生鳥獣対策システム」に取りまとめる。

5. 感染症対策

(1) 豚熱（CSF）感染拡大防止

令和 5 年 1 月 13 日に坂出市で発見された死亡野生イノシシについて、香川県内で初めて豚熱（CSF）の感染が確認されたことから、豚熱ウイルスの拡散を防止するため、引き続き捕獲従事者や狩猟者が捕獲した野生イノシシの死体及びその肉、内臓、血液等は、原則として感染確認区域外へ持ち出さないこと、使用した靴、衣類、車両等については、感染確認区域外に出す際は消毒すること等、防疫措置の徹底を図る。

※豚熱に感染している野生イノシシが発見された地点から半径 10km 圏内を感染確認区域という。